

平成18年3月期 個別中間財務諸表の概要

平成17年11月21日

上場会社名 株式会社 筑邦銀行

上場取引所

福岡証券取引所

コード番号 8398

本社所在都道府県

福岡県

(URL <http://www.chikugin.co.jp/>)

代表者役職名 取締役 頭取 氏名 井手 和英

TEL (0942) 32 - 5353

問合せ先責任者 役職名 執行役員総合企画部長 氏名 龍 憲一

決算取締役会開催日 平成17年11月21日

中間配当制度の有無 有

中間配当支払開始日 平成17年12月9日

単元株制度採用の有無 有 (1単元 1,000株)

1. 17年9月中間期の業績(平成17年4月1日~平成17年9月30日)

(1) 経営成績 (注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益	経常利益
17年9月中間期	6,465 百万円 (0.7)%	725 百万円 (2.8)%
16年9月中間期	6,418 (3.2)	705 (6.1)
17年3月期	12,664	1,517
	中間(当期)純利益	1株当たり中間(当期)純利益
17年9月中間期	390 百万円 (2.6)%	6 円 25 銭
16年9月中間期	400 (17.3)	6 42
17年3月期	857	13 74

(注) 期中平均株式数 17年9月中間期 62,342,898株 16年9月中間期 62,379,205株
17年3月期 62,369,185株

会計処理の方法の変更 無

経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率。

対前年中間期増減率は小数点第1位未満を、1株当たり中間(当期)純利益は単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

(2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金	1株当たり 年間配当金
17年9月中間期	2 円 50 銭	円 銭
16年9月中間期	2 50	
17年3月期		5 00

(3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり 株主資本	自己資本比率 (国内基準)
17年9月中間期	556,490 百万円	32,588 百万円	5.8%	522 円 77 銭	9.31%
16年9月中間期	537,268	30,298	5.6	485 76	8.94
17年3月期	547,004	31,434	5.7	504 18	8.96

(注) 期末発行済株式数 17年9月中間期 62,336,532株 16年9月中間期 62,372,127株
17年3月期 62,347,540株

期末自己株式数 17年9月中間期 153,668株 16年9月中間期 118,073株
17年3月期 142,660株

株主資本比率は小数点第1位未満を、1株当たり株主資本は単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

2. 18年3月期の業績予想(平成17年4月1日~平成18年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
				期 末	
通 期	12,500 百万円	1,650 百万円	910 百万円	2 円 50 銭	5 円 00 銭

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 14円59銭

上記の業績予想につきましては、現時点で入手可能な情報に基づき判断したものであり、実際の業績はこれらの予想数値と異なる結果となる可能性があります。業績予想の前提条件その他の関連する事項につきましては、添付資料の8ページを参照して下さい。

個別中間財務諸表等

第 82 期中(平成 17 年 9 月 30 日現在)中間貸借対照表

(金額単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	55,627	預 金	500,692
買 入 金 銭 債 権	80	譲 渡 性 預 金	8,421
商 品 有 価 証 券	384	外 国 為 替	0
有 価 証 券	106,962	そ の 他 負 債	1,600
貸 出 金	377,782	退 職 給 付 引 当 金	1,751
外 国 為 替	388	再評価に係る繰延税金負債	1,823
そ の 他 資 産	1,469	支 払 承 諾	9,612
動 産 不 動 産	9,526	負 債 の 部 合 計	523,901
繰 延 税 金 資 産	1,212	(資 本 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	9,612	資 本 金	8,000
貸 倒 引 当 金	6,557	資 本 剰 余 金	5,759
		資 本 準 備 金	5,759
		利 益 剰 余 金	12,604
		利 益 準 備 金	2,724
		任 意 積 立 金	8,800
		中 間 未 処 分 利 益	1,080
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,216
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,083
		自 己 株 式	76
		資 本 の 部 合 計	32,588
資 産 の 部 合 計	556,490	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	556,490

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第 82 期中〔平成 17 年 4 月 1 日から
平成 17 年 9 月 30 日まで〕中間損益計算書

(金額単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		6,465
資 金 運 用 収 益	5,088	
(うち貸出金利息)	(4,498)	
(うち有価証券利息配当金)	(582)	
役 務 取 引 等 収 益	974	
そ の 他 業 務 収 益	40	
そ の 他 経 常 収 益	362	
経 常 費 用		5,740
資 金 調 達 費 用	88	
(うち預金利息)	(86)	
役 務 取 引 等 費 用	387	
そ の 他 業 務 費 用	13	
営 業 経 費	4,090	
そ の 他 経 常 費 用	1,161	
経 常 利 益		725
特 別 利 益		0
特 別 損 失		93
税 引 前 中 間 純 利 益		631
法人税、住民税及び事業税		364
法 人 税 等 調 整 額		122
中 間 純 利 益		390
前 期 繰 越 利 益		620
土地再評価差額金取崩額		70
自己株式処分差損		0
中 間 未 処 分 利 益		1,080

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位：百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)(A)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)(B)	比 較 (B)-(A)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)(C)	比 較 (B)-(C)
現金預け金	51,168	55,627	4,459	39,921	15,706
買入金銭債権	64	80	16	81	1
商品有価証券	391	384	7	402	18
有価証券	90,462	106,962	16,500	101,882	5,080
貸出金	380,307	377,782	2,525	391,405	13,623
外国為替	141	388	247	281	107
その他資産	1,497	1,469	28	1,306	163
動産不動産	9,857	9,526	331	9,727	201
繰延税金資産	2,188	1,212	976	1,763	551
支払承諾見返	9,126	9,612	486	8,944	668
貸倒引当金	7,937	6,557	1,380	8,711	2,154
資産の部合計	537,268	556,490	19,222	547,004	9,486

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(負債及び資本の部)

(金額単位：百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)(A)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)(B)	比 較 (B)-(A)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)(C)	比 較 (B)-(C)
預金	487,802	500,692	12,890	497,815	2,877
譲渡性預金	4,373	8,421	4,048	3,080	5,341
外国為替	0	0	0		0
その他負債	2,014	1,600	414	2,082	482
退職給付引当金	1,778	1,751	27	1,775	24
再評価に係る繰延税金負債	1,875	1,823	52	1,871	48
支払承諾	9,126	9,612	486	8,944	668
負債の部合計	506,970	523,901	16,931	515,569	8,332
資本金	8,000	8,000		8,000	
資本剰余金	5,759	5,759		5,759	0
資本準備金	5,759	5,759		5,759	
その他資本剰余金				0	0
利益剰余金	11,992	12,604	612	12,300	304
利益準備金	2,724	2,724		2,724	
任意積立金	8,300	8,800	500	8,300	500
中間(当期)未処分利益	968	1,080	112	1,276	196
土地再評価差額金	2,293	2,216	77	2,286	70
その他有価証券評価差額金	2,311	4,083	1,772	3,159	924
自己株式	59	76	17	71	5
資本の部合計	30,298	32,588	2,290	31,434	1,154
負債及び資本の部合計	537,268	556,490	19,222	547,004	9,486

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較中間損益計算書

(金額単位：百万円)

期 別 科 目	前 中 間 会 計 期 間	当 中 間 会 計 期 間	比 較 (B)-(A)	前 事 業 年 度 の 要 約 損 益 計 算 書
	自 平成16年4月 1日 至 平成16年9月30日(A)	自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日(B)		自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日
経 常 収 益	6,418	6,465	47	12,664
資 金 運 用 収 益	5,277	5,088	189	10,411
(うち貸出金利息)	(4,693)	(4,498)	(195)	(9,274)
(うち有価証券利息配当金)	(581)	(582)	(1)	(1,128)
役 務 取 引 等 収 益	889	974	85	1,800
そ の 他 業 務 収 益	56	40	16	152
そ の 他 経 常 収 益	194	362	168	300
経 常 費 用	5,713	5,740	27	11,146
資 金 調 達 費 用	102	88	14	197
(うち預金利息)	(100)	(86)	(14)	(195)
役 務 取 引 等 費 用	390	387	3	781
そ の 他 業 務 費 用	33	13	20	63
営 業 経 費	4,148	4,090	58	8,105
そ の 他 経 常 費 用	1,038	1,161	123	1,998
経 常 利 益	705	725	20	1,517
特 別 利 益	0	0	0	4
特 別 損 失	30	93	63	53
税引前中間(当期)純利益	675	631	44	1,469
法人税、住民税及び事業税	799	364	435	1,290
法 人 税 等 調 整 額	524	122	402	678
中 間 (当 期) 純 利 益	400	390	10	857
前 期 繰 越 利 益	558	620	62	558
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	9	70	61	16
自 己 株 式 処 分 差 損		0	0	
中 間 配 当 額				155
中 間 (当 期) 未 処 分 利 益	968	1,080	112	1,276

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 同左 (2) ソフトウェア 同左	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年 (2) ソフトウェア 同左

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,564百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理することとしております。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理することとしております。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。これにより税引前中間純利益は75百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p> <p>この結果、営業経費が27百万円増加し、経常利益、税引前中間純利益が同額減少しております。</p>		<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当事業年度から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p> <p>この結果、営業経費が54百万円増加し、経常利益、税引前当期純利益が同額減少しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>* 1 子会社の株式総額 10百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>* 2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,810百万円、延滞債権額は15,677百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>* 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は145百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>* 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,953百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>* 5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,585百万円であります。 なお、上記*2から*5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>* 1 子会社の株式総額 10百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>* 2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,231百万円、延滞債権額は13,530百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>* 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>* 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,057百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>* 5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,827百万円あります。 なお、上記*2から*5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>* 1 子会社の株式総額 10百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>* 2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,145百万円、延滞債権額は15,345百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>* 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>* 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,390百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>* 5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,881百万円あります。 なお、上記*2から*5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>* 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,586百万円であります。</p> <p>* 7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 0百万円 有価証券 4,864百万円 その他資産 8百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,508百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券7,960百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は113百万円であります。</p> <p>* 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,511百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が28,660百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>* 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,728百万円です。</p> <p>* 7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 1百万円 有価証券 5,039百万円 その他資産 8百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,868百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券7,882百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は110百万円です。</p> <p>* 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、40,881百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が32,898百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>* 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,388百万円です。</p> <p>* 7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 1百万円 有価証券 5,094百万円 その他資産 8百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,344百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券7,968百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は112百万円です。</p> <p>* 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、40,330百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が31,538百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
* 9 動産不動産の減価償却累計額 5,578百万円	* 9 動産不動産の減価償却累計額 5,634百万円	* 9 動産不動産の減価償却累計額 5,549百万円
* 10 動産不動産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)	* 10 動産不動産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)	* 10 動産不動産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)
* 11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。	* 11 同左	* 11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,780百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
* 1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 148百万円 その他 0百万円	* 1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 135百万円 その他 3百万円	* 1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 306百万円 その他 3百万円
* 2 その他経常費用には、貸出金償却48百万円、貸倒引当金繰入額818百万円及び株式等償却33百万円を含んでおります。	* 2 その他経常費用には、貸出金償却37百万円、貸倒引当金繰入額1,088百万円及び株式等償却11百万円を含んでおります。	* 2 その他経常費用には、貸出金償却39百万円、貸倒引当金繰入額1,719百万円及び株式等償却36百万円を含んでおります。

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)								
	<p>* 3 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="687 387 1026 533"> <tr> <td>地域</td> <td>福岡県</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産3か所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>75百万円</td> </tr> </table> <p>営業店舗については、キャッシュ・イン・フローが同一地域において相互補完的であることから、営業政策上の各ブロックを資産のグルーピング単位とし、遊休資産や売却予定資産等については、各資産を他の資産又は資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。本部、事務センターや社宅等については、全社的な将来キャッシュ・フローの生成に寄与することから、共用資産としております。</p> <p>平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、上記の遊休資産については再評価後の地価の下落により含み損を有しております。これらの遊休資産は、キャッシュ・フローを生み出さないことから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福岡県	主な用途	遊休資産3か所	種類	土地	減損損失	75百万円	
地域	福岡県									
主な用途	遊休資産3か所									
種類	土地									
減損損失	75百万円									

リース取引

リース取引については、E D I N E Tにより開示を行うため記載を省略しております。

有価証券(子会社株式及び関連会社株式関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前中間会計期間末(平成16年9月30日現在)
該当ありません。

当中間会計期間末(平成17年9月30日現在)
該当ありません。

前事業年度末(平成17年3月31日現在)
該当ありません。